

第百八十三回国会
衆議院
法務委員会
議 録 第 十 六 号

平成二十五年六月七日(金曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 石田 真敏君

理事 江崎 鐵磨君 理事 奥野 信亮君

理事 土屋 正忠君 理事 ふくだ峰之君

理事 若宮 健嗣君 理事 田嶋 要君

理事 西田 讓君 理事 遠山 清彦君

安藤 裕君 池田 道孝君

小田原 潔君 大見 正君

門 博文君 神山 佐市君

菅家 一郎君 黄川田仁志君

小島 敏文君 古賀 篤君

今野 智博君 末吉 光徳君

鳩山 邦夫君 林田 彪君

前田 一男君 宮澤 博行君

盛山 正仁君 枝野 幸男君

階 猛君 辻元 清美君

今井 雅人君 西根 由佳君

大口 善徳君 椎名 毅君

鈴木 貴子君 西村 眞悟君

法務大臣 谷垣 禎一君

法務副大臣 後藤 茂之君

法務大臣政務官 盛山 正仁君

(政府参考人) 稲田 伸夫君

(法務省刑事局長) 齊藤 雄彦君

(政府参考人) 岡本 修君

(法務省保護局長) 岡本 修君

法務委員会専門員

委員の異動

六月三日

補欠選任

鈴木 貴子君

第一類第三号 法務委員会議録第十六号 平成二十五年六月七日

同月七日
辞任 補欠選任
三ッ林裕巳君 前田 一男君

同日
辞任 補欠選任
前田 一男君 三ッ林裕巳君

六月六日
刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)(参議院送付)

薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案(内閣提出第三八号)(参議院送付)

同月七日
国籍選択制度の廃止に関する請願(横路孝弘君紹介)(第七八二号)

同(遠山清彦君紹介)(第八三四号)

もともと日本国籍を持っている人が日本国籍を自動的に喪失しないよう求めることに関する請願(横路孝弘君紹介)(第七八二号)

同(遠山清彦君紹介)(第八三五号)

民法を改正し、選択的夫婦別氏制度の導入を求めることに関する請願(前原誠司君紹介)(第八一六号)

治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願(阿部知子君紹介)(第八二〇号)

同(大島章宏君紹介)(第八二二号)

同(笠井亮君紹介)(第八二二二号)

同(横路孝弘君紹介)(第八二三号)

同(照屋寛徳君紹介)(第八三三六号)

同(小川淳也君紹介)(第八三三七号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第八三七七号)

同(中川正春君紹介)(第八三八号)

同(岸本周平君紹介)(第八四五号)

同(小宮山泰子君紹介)(第八五三三三)

同(篠原孝君紹介)(第八七六号)

同(穀田恵二君紹介)(第九一一号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第九一二号)

法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願(大口善徳君紹介)(第八五二二号)

同(奥野信亮君紹介)(第八七七号)

は本委員会に付託された。

本日(の)会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)(参議院送付)

薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案(内閣提出第三八号)(参議院送付)

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

死刑再審無罪者に対する国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の特例等に関する法律案起草の件

○石田委員長 これより会議を開きます。

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件について調査を進めます。

死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の特例等に関する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきまして、奥野信亮君外四名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、日本維新の会、公明党及びみんなの党の五派共同提案により、お手元に配付いたしておりますのとおり、死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための

国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律案の草案を成案とし、本委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。田嶋要君。

○田嶋委員 提出者を代表いたしまして、本起草案の趣旨及び内容について御説明を申し上げます。

死刑確定者は、仮釈放もなく、再審により無罪となつたといった極めて例外的な場合を除いて社会に復帰する余地がないことから、国民年金の保険料を納付し、あるいは免除申請の手続をとるインセンティブを持ち得ません。このため、こうした納付等の手続を行わないこともやむを得ないと認められますが、死刑確定者が再審で無罪となつて、死刑という究極の刑罰を科されたことについて無実であることが判明した場合であっても、納付等の手続を行っていないならば、老後の所得保障の支柱である年金給付が受けられないこととなります。再審で無罪となつた者にこのような不利益を負わせることは酷であり、国家により特別に救済する必要があります。

そこで、死刑に処せられた罪について再審において無罪の言い渡しを受けてその判決が確定した死刑再審無罪者について、国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の特例等に関する必要な事項を定めるべく、本起草案を提出するものであります。

次に、本起草案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、死刑再審無罪者は、死刑判決確定日から無罪判決確定日の前日までの期間における国民年金の保険料を、無罪判決確定日から起算して一年を経過する日までの間に一括して納付することができるとしてあります。

第二に、保険料が納付された場合には、国は、

国民年金法の規定による老齢基礎年金等の支給開始年齢に達した日の属する月の翌月以後に死刑再審無罪者となった者に対し、当該者の請求により、当該者に係る保険料が納付されたものとみなして無罪判決確定日の属する月までに支給されるべき老齢基礎年金等の額に相当する額の特別給付金を支給するものとしております。

第三に、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとしております。

なお、この法律の施行日前に死刑再審無罪者となった者についても同様にこの特例を適用するものとしております。

また、政府は、矯正施設に収容中の者に対し、国民年金の保険料の免除の申請その他の国民年金の保険料の納付等の手続に関し、必要な指導を行うものとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び主な内容であります。何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○石田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

この際、本起草案につきまして、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の意見を聴取いたします。谷垣法務大臣。

○谷垣國務大臣 本法律案については、政府としては異議はありません。

○石田委員長 お諮りいたします。

死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律案起草の件につきましては、お手元に配付いたしております起草案を委員会の成案とし、これ

を委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○石田委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

なお、ただいま決定いたしました法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○石田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○石田委員長 次に、内閣提出、参議院送付、刑法等の一部を改正する法律案及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。谷垣法務大臣。

刑法等の一部を改正する法律案
薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○谷垣國務大臣 刑法等の一部を改正する法律案及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案について、その趣旨を便宜一括して御説明いたします。

近年、我が国においては、犯罪をした者のうち再犯者が占める割合が少なくない状況にあることから、再犯防止のための取り組みが政府全体の喫緊の課題となっており、効果的かつ具体的な施策を講ずることが求められております。この両法律案は、犯罪者の再犯防止及び改善更生を図るため、刑の一部の執行猶予制度を導入することともに、保護観察の特別遵守事項の類型に社会貢献活動を加えるなどの法整備を行うおとするものです。

この両法律案の要点を申し上げます。

第一は、刑の一部の執行猶予制度の導入であります。現行の刑法のもとでは、懲役刑または禁錮刑に処する場合、刑期全部の実刑を科すか、刑期全部の執行を猶予するかの選択肢しかありません。しかし、まず刑のうち一定期間を執行して施設内処遇を行った上、残りの期間については執行を猶予し、相応の期間、執行猶予の取り消しによる心理的強制のもとで社会内において更生を促す社会内処遇を実施することが、その者の再犯防止、改善更生のためにより有用である場合があると考えられます。

他方、施設内処遇と社会内処遇とを連携させる現行の制度としては、仮釈放の制度があります。が、その社会内処遇の期間は服役した残りの期間に限られ、全体の刑期が短い場合には保護観察に付することのできる期間が限定されますことから、社会内処遇の実を十分に上げることができない場合があるのではないかと指摘がなされていくところでございます。

そこで、刑法を改正して、いわゆる初入者、すなわち、刑務所に服役したことがない者、あるいは刑務所に服役したことがあってもその後五年以上経過した者が三年以下の懲役または禁錮の言い渡しを受ける場合、判決において、その刑の一部の執行を猶予することができるとし、その猶予の期間中、必要に応じて保護観察に付することとを可能とすることにより、その者の再犯防止及び改善更生を図ろうとするものであります。

また、薬物使用等の罪を犯す者には、一般に、薬物への親和性が高く、薬物事犯の常習性を有する者が多いと考えられるところ、これらの者の再犯を防ぐためには、刑事施設内において処遇を行うだけでなく、これに引き続き、薬物の誘惑のあり得る社会内においても十分な期間その処遇の効果を維持強化する処遇を実施することがとりわけ有用であると考えられます。

そこで、薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律を制定し、薬物使用等の罪を犯した者については、刑法上の刑の一

部執行猶予の要件である初入者に当たらない者であっても、刑の一部の執行猶予を言い渡すことができることとするともに、その猶予の期間中必要に保護観察に付することとし、施設内処遇と社会内処遇との連携によって再犯防止及び改善更生を促そうとするものであります。

この刑の一部の執行猶予制度は、刑の言い渡しについて新たな選択肢を設けるものであつて、犯罪をした者の刑事責任に見合った量刑を行うことには変わりがなく、従来より刑を重くし、あるいは軽くするものではありません。

第二は、保護観察の特別遵守事項の類型に「善良な社会の一員としての意識の涵養及び規範意識の向上に資する地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を行う一定の時間を行うこと」、いわゆる社会貢献活動を行うことを加えるなどの保護観察の充実強化のための法整備であります。保護観察対象者に社会貢献活動を行わせることにより、善良な社会の一員としての意識の涵養及び規範意識の向上を図ることは、その再犯防止及び改善更生のために有益であると考えられることから、更生保護法を改正して、社会貢献活動を義務づけることを可能とするほか、規制薬物等に対する依存がある者に対する保護観察の特則を定めるものです。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、刑法等の一部を改正する法律案及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決くださいますようお願いいたします。

○石田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○石田委員長 この際、お諮りいたします。両案審査のため、本日、政府参考人として法務省刑事局長稲田伸夫君及び法務省保護局長齊藤雄彦君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○石田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。黄川田仁志君。

○黄川田仁志委員 自由民主党、黄川田仁志でございます。

私は、現地、現場主義を標榜しております、現地、現場の地元の見解を踏まえて質問させていただきます。

それでは、早速質問に移らせていただきます。と思います。よろしく願いいたします。

今回の二つの法改正の影響を見据え取り組まなければならない政策に、社会内処遇の体制整備があります。そのことは、先ほど大臣が申し述べられました提案理由説明の中もおっしゃっていたとおりでございます。

地域社会の中で、保護観察などの処遇対象者が、人とかかわりから再犯を食い止めることができるという統計結果もございします。社会内処遇の体制整備を考える場合、従来の保護司さんを通じてのつながりだけでなく、国と地域との密接で包括的な連携が必要不可欠であると思いますが、大臣はどのようにお考えでしょうか。

○谷垣国務大臣 犯罪や非行を犯した者もいずれは社会に帰ってくるということを前提としますと、その立ち直りを促して再犯防止を図っていく、それには、こういった人が地域社会の一員として根を生やすというか、受け入れられるような体制、改善更生や社会復帰に対する体制を整えていく、そのためには地域の理解を深めていく、私は不可欠だろうというふうに思います。

それで、そういう仕事に当たっていただいているのが、今御指摘がありましたように、保護司を初めとする更生保護ボランティアの方々。多大な貢献をしていただいて、社会復帰や再犯防止のために大きな力を発揮していただいているわけです。

ね。そうしますと、法務省としては、そういう方々の活動ができるだけやりやすくなるように積極的に支援をしていく、これは当然必要なことではないかと。

それから同時に、今おっしゃいましたように、国と保護司さんとのよい関係をつくって協力していくというだけじゃなしに、自治体初め地方公共団体、あるいは地域の学校、こういったところを初めとするいろいろな関係機関、地方団体等々、保護司というのが一体どういう活動をしているのか、よく理解をしていただくようなことも進めていかなければならないと思います。

そういうことで、法務省としても、国と地域の連携を一層深くしていくことが今極めて求められている、努力をしなければいけないことだと思っております。

○黄川田仁志委員 今、大臣から、保護司さんとの関係ではなく、地方自治体、学校、そういうようなもつと幅広い地域との連携が必要であるというようなお話をいただきましたが、今、法務省が実施している地域との連携にかかわる、この法案の影響を踏まえて、新たな取り組みがあれば紹介していただきたいと思います。

○齊藤政府参考人 お答え申し上げます。平素から、例えば社会を明るくする運動など広報活動なども行っておりますし、それから、学校と保護司さんの連携活動等を通じて、地域との連携、地域の御理解の促進ということを図っているところでございます。

最近の取り組みといたしましては、保護司候補者検討協議会というものの設置がございします。これは、平成二十年度から進めている施策でございしますが、この検討会に、自治体の方、自治会の方、それから地域の教育関係者の方、そういった方に入っていただきまして、保護司としてふさわしい方に関する情報などをいただくというふうなことをやっております。

この協議会ですが、昨年度までに、八百八十六ある全国の保護区のうち四百五十カ所に設置を終

えております。本年度予算で全ての保護区に設置することとしております。これによりまして保護司さんに関する情報も入りますし、また、これを通じて地域の皆様の御理解を促進しようというふうに思っております。

それから、更生保護サポートセンター、これは自治体の御協力を得て設置をしておりますが、こういうものの設置も通じて地域の皆様の御理解をさらに促進していきたいというふうに思っております。

○黄川田仁志委員 今、保護局長から紹介がありました取り組みの中で、更生保護サポートセンターの設置について特に取り上げてお話しさせていただきます。

まずは、更生保護サポートセンターの設置事業の概要と現時点での設置状況、今後の事業目標などを答えたいと思います。

○齊藤政府参考人 お答え申し上げます。更生保護サポートセンターは、保護司さんの活動拠点ということでございまして、集まっていたりして会議を開いたりしていたり、それから、保護観察対象者との面接の場所などを設置した活動の拠点ということでございまして、平成二十年度から整備を進めていただいております。

昨年度までに全国で百五十五カ所設置させていただいております。本年度予算で九十カ所増設させていただくということになっております。全部で二百四十五カ所ということになるわけでございます。

このように、更生保護サポートセンターの増設に努めてきたところではございますが、今後とも、保護司活動に対する支援に一層取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○黄川田仁志委員 現時点の状況を御説明いただきましたが、今後の展望といえますか、これをもつと幅広く全国展開していくということを進めていくという方向性でよろしいのでしょうか。

○齊藤政府参考人 お答え申し上げます。今ちょうど希望をとつていまして、全国八百八

十六の保護区のうち、半数ぐらいから設置したいという御希望などもいただいております。さらにふえれば、可能な範囲で、予算等の問題もありますが、ふやしていける方向で努力したいというふうに思っております。

○黄川田仁志委員 なるべくたくさん設置していかないと、今この法改正に当たって、より保護司さんの負担が大きくなるということもございしますから、積極的に進めていただきたいというふうに思っております。

ここで、私が地域の現場から直接聞いた更生保護サポートセンターにかかわるお話をさせていただきます。

私の地域では、サポートセンターを新たに設置するに当たり、保護司会や地方公共団体が大変苦勞されております。何に苦勞されているかと申しますと、今回の法改正の影響により、保護観察の処遇対象者の増加が認められることから、面接場所の確保や、市役所、社会福祉協議会、病院との連携のためにもサポートセンターを設置したい、こういう願いがございします。しかし、無償で使える物件の確保は、保護司会が率先して行わなければならないというのが現状でございます。

困った保護司さんたちは、何とか市役所の一部に無償貸与で入居させてもらえないかと地元の市役所に相談に行きました。相談を受けた市役所は、設置に関する条件を聞いて、率直に言って驚いたということもございします。必要な備品などの財政措置はかなり少額で、ちゃんとセンターを機能させるためには地方公共団体の独自の予算が必要になってくる。そのためには地元議会の承認を得ることが必要なんです。なぜその地域にサポートセンターが必要なのかという法務省からの明確な説明や意思表示がなく、どうしたものかと苦慮している次第でございます。

今後、サポートセンターを必要地域に広く設置し、社会内処遇の基点として機能させるためには、このやり方ではいけないと私は思っております。もともと保護司会活動がかなり盛んな地域で

あれば対応できるかもしれませんが、そうではない一般的な地域でセンターの設置場所を探すことまでボランティアである保護司さんに負担をかけることはいかがなものか。社会内処遇の体制整備に当たり、法務省は、地方公共団体など地域の構成員に対し、人的にも財政的にもっと積極的に関与すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○齊藤政府参考人 お答え申し上げます。

更生保護サポートセンター、地域との連携を図るということから、地方自治体関係の施設等に設置されることが多いというのが実情でございます。設置に当たりましては、地方公共団体など御協力くださる方々に対して、私ども、保護観察所の方からも十分な説明が必要だというふうに思っております。

法務省といたしましては、サポートセンターの運営に関する経費に関する措置をさせていただいておられます。おかげをもちまして、この経費関係、私どもで負担させていただいている額も年々増加させていただいているという状況でございます。

また、先生御指摘のとおり、やはり、御協力いただく自治体の方々等に対して十分な御説明をせぬといかぬということでございまして、これはもう保護司会だけに任せるのではなく、保護観察所に対しては、自治体等への説明等につきましましては積極的に行うようというふうな指示なども行っているところでございます。

○黄川田(仁)委員 先ほどの質問で述べましたとおり、今回の法改正の影響により、保護観察など地域で処遇を受ける対象者がふえるということはほぼ確定でございます。その際、現場で対応するのは保護観察官の皆さんです。今、説明させるようににと言いましたが、保護観察官の皆さんがもつと活躍しなければなりません。しかし、同じく地域で活動されております保護司さんに保護観察官について尋ねてみると、とにかく毎日とても忙しいそうだと、とても頑張っているのか、何か悪くて、相談もしにくくて、気が引けてしまうという声を

耳にします。

そこで、ここ最近の保護観察官の定員数の推移、担当処遇者の数と比較した保護観察官の適正な定員数を教えてください。

○齊藤政府参考人 お答えいたします。

保護観察官は、第一線におきまして、保護司さんを含めた地域の方々と協力して保護観察対象者に対する処遇などを行っているところでございます。

管理職を除きまして、第一線で保護観察等の具体的な処遇に当たっている保護観察官の数でございますが、平成二十五年度は九百八十二人というふうになっております。

平成二十四年の全国の保護観察所の保護観察の取扱件数ですが、八万八千九百四十二件、これは速報値でございますが、そのようになっています。保護観察官一人当たり、保護観察事件につきましては約九十一件を担当しているということがございまして、もちろん、それ以外の業務も担当しているということでございます。

増員の状況でございますが、例えば平成十八年度であります、第一線で勤務している保護観察官というのは約六百五十人という状況であったわけでございますが、先ほど申し上げましたように、平成二十五年年度には九百八十二人ということでございます。七年間で約三百三十人増加しているということでございます。

○黄川田(仁)委員 増員に努められているということでございますが、今回の法改正に伴う影響を踏まえまして、社会内処遇の体制整備のためには現在の保護観察官では全く足りないというふうには思っています。積極的な財政措置が必要と思われるが、法務省のさらなる意気込みをお聞かせいただけますか。

○齊藤政府参考人 お答えいたします。

刑の一部猶予制度の実施に当たりましては、成立後、実施まで準備の期間がございます。その間に関係機関とか団体等とより一層緊密な協議と連携をしつつ、さらに、施行後の期間の経過に

て保護観察対象者がだんだん累積してくる、数がふえてくるということもございしますので、そういうことも見据えながら、必要となる処遇の実施体制の整備に努めてまいりたいというふうに思っております。

○黄川田(仁)委員 ありがとうございます。

さて、社会内処遇の体制整備を進めるに当たり忘れてはならないのが、先ほどから登場しております保護司さんでございます。

地域の保護司さんは、費用弁償のみのボランティア公務員であります。処遇対象者のためのみならず、地域の安心、安全のため、時には自分の懐から持ち出しをしてまで活動しておられます。大変な敬意に値する方々でございます。

しかし、ここ何年もこの法務委員会でも問題提起がされているとおり、保護司さんの数は年々減少しております。また、なり手不足のため、現在、役を引き受けてくださっている保護司さんに負担が重くのしかかっているのが現状です。

国の更生保護行政と地域をつなぎ、これまで社会内処遇を成立させることができたのは、保護司さんの皆さんのおかげでございます。今回の法改正によって保護司さんの仕事はふえると思込ますが、今の現状ですと大変厳しい状況でございます。

この厳しい状況を解決するために、ベテラン保護司の方々や専門家によって提言が作成されました。皆様のお手元の資料をごらんいただきたいと思います。

この報告書は、保護司制度の基盤整備に関する検討会によって作成されました。平成二十四年三月二十一日付で出されたということでございます。

この中で、日ごろ、再犯防止、安心、安全の町づくりのために努力されている保護司さんの皆様を考える社会内処遇の体制整備、特に、保護司制度について取り組まなければならないことが列挙されております。これは本当に現場の保護司さんの言葉でございます。大変いい提案だというふ

うに思っております。

その中で特に注目したいのが地方公共団体との連携強化、十七ページから十九ページまででございます。これらの提案の中で、地方公共団体との連携強化のための項目のうち、現時点で法務省の取り組み状況を教えてください。

○齊藤政府参考人 お答えいたします。

地方公共団体との連携強化の取り組みは種々やっておりますが、その一つといたしまして、今委員御指摘の報告書をいただきました。その中に書いてございまして、地方公共団体の理解をさらに進めるようにといった項目などもございまして、それに関しましては、昨年の十月、私の名前で、全国の市町村長に対して、保護司活動に対する御理解とか御協力をよろしくお願いしたいというふうな文書を発出させていただいております。

現在、全国の保護観察所の所長ないし幹部が、保護司さんの皆様と一緒にこの文書を持って自治体を回りまして、保護司の現状とか、さらに要望等について御説明し、またお願いに回っているという状況でございます。

○黄川田(仁)委員 今お話しの中で、全国市長会や町村会を通じて各地方公共団体に文書を発送したということでございますが、私、見させていただきまして、この文書では、今回の法改正の影響を見込んでの更生保護行政をどう改革するつもりなのか、特に、保護司制度についてどう考え、地方公共団体にどんな協力を求めているのか、それだけの状況に合った形で具体的に提案と協力を依頼する必要があると思えます。例えば、更生保護サポートセンターの設置に当たっての場所の無償貸与のお願いがそれに当たると思えます。

また、単にこのように文書を発送しただけで話が進むほど、この問題は簡単ではございません。フォロワーが続いていくことが大切です。安心、安全の町づくりのためにパートナーとして協力してほしいということを地方公共団体にしっかりと伝

えるために、足しげく通い、協議する必要がある
と思いますが、御見解はいかがでしようか。

○齊藤政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおりでございます。先ほども
少し答弁させていただきましたが、この文書を持
つて、全国の保護観察所長と幹部に、保護司会
の幹部の皆さんなどと一緒に今自治体を回らせ
ていくところでございます。

この文書に書いてあることは、一つは、自治
体の職員の方々に保護司活動の内容について御理
解していただく場をぜひつくっていただきたいと
いうことと、それから住民の皆さんにも同様の場
をつくっていただきたいというようなこと、それ
から、保護司活動に当たって、会議をする場所と
いろいろな場所が必要なので、そういう場所の
提供等について便宜を図っていただきたいという
こと、それからさらに保護司さんの候補者に関す
る情報を提供していただきたいという四つのこと
を抽象的に書いてあるわけで、御指摘のとおり
この文書に具体的なサポートセンターとかそうい
うことは書いてございません。

ただ、こういう文書を持っていきまして、それ
ぞれの地域ごとのニーズについて保護観察所の幹
部の方から自治体の方に対して御説明等をさせ
ていただいているということでございます。

○黄川田(仁)委員 そうですね、所長が回って
いつているということはお聞きしておりますが、
市役所の市長の方に聞いてみましても、ああ、挨
拶に来たねということだけで、全くもって伝わ
ていないというような状況でございます。

更生保護サポートセンターを設置してもらいた
いというの、これをもつてして設置をお願い
したということになってくるようなので、もう
ちょっと具体的に文書なり、また、再度所長が出
向いて個別具体的に、全国一律、同様にすると
いうのは難しいというところは聞いておりますが、
元の保護司会から要望があったら速やかに対応し
て、法務省から、こういう更生保護サポートセン
ターの設置をしたい、ですから地方公共団体にお

いては場所等の提供をお願いします、そういうよ
うな文書、通知があると、これは国の取り組みな
んだよということ、市長以下、議会に対しても
説明がつきやすいということでございますから、
それについて対応していただきたいというふうに
思っています。いかがですか。

○齊藤政府参考人 お答えいたします。

地方公共団体から一層の御理解を得るため、保
護司会任せにするのではなく、保護観察所として
も、しっかりとそれぞれの地区の保護司会の御要望
に耳を傾けて、それをきちっと把握した上で、自
治体にさらに重ねて、必要に応じて行つて、お願
い等をする、御説明等をするということとをさらに
進めていきたいというふうに思っております。

○黄川田(仁)委員 ありがとうございます。その
ことをしっかりと徹底していただきたいと思いま
す。

本日に保護司さんたちは困っているんですね。
持ち出しもやつて、その上、更生保護サポートセ
ンターの設置まで自分たちで役所に交渉しなけれ
ばいけないのかということ、やはりそのあたり
は、しっかりと法務省、これは今回の法改正でさら
なる負担をかけるんですから、これ以上このサ
ポートセンター設置に対して負担をかけないよう
に、もうちょっと現場と連絡をとりながら、しつ
かりとした、通知が欲しいところはちゃんと通知
を出す、説明してほしいところには説明しに行く
という態度で臨んでいただきたいというふうに思
います。そのことを強く要望いたします。

また、こちらの検討会の資料に戻りますが、
この中の提案も、特に十九ページにある(ウ)の
ところですね。この(ウ)の提案は、法改正とか財政
措置を伴わない、現場の努力でできることを提案
しています。この提案も、非常に気を使つて、法
改正、財政措置というものは時間がかることだ
から、そうではなく現場の対応でできることを
やつてほしいということ、列挙されておりますの
で、このこともしっかりと御検討いただきたいお
願い申し上げます。

お答えいただきたいと思います。

○齊藤政府参考人 お答えいたします。

保護司制度の基盤整備に関する検討会の提言、
昨年の三月に報告書を頂戴いたしました。保護司
さんの本心に心からの痛切なメッセージだとい
うことで、真摯に受けとめさせていただいておりま
す。

地方自治体との協力も踏まえて、実に多項目の
提言をいただいております。その一つ一つ、予
算が必要だ、必要でないにかかわらず、一つずつ
今実行をしているところでございます。

例えば、保護司さんの関係で申しますと、複雑
な事件については複数で担当していただきたいと
かいったような要望もいただきました。本年五月
から、積極的に、困難な事件等につきましましては、
保護司さんの御要望を聞いて、例えば複数で担当
していただくとか、そういったような制度を次々
と導入していくところでございます。

今後とも、きちっと提言を踏まえて施策を進め
ていきたいというふうに思っております。

○黄川田(仁)委員 最後に、今回の二つの法改正
を機に、再犯防止の取り組みをより多くの国民の
皆様に知っていただく必要があると思います。特
に、地域との連携を進める上で、更生保護とは何
か、地域の保護司さんたちがどのような活動をし
ているかということを知ってもらうことがとても
重要です。

法務省独自の情報発信はもちろんのこと、例え
ば、犯罪対策閣僚会議を通じて、より積極的な情
報発信をすることは可能でしょうか。現在の情報
発信の取り組みとあわせてお答えいただきたいと
思います。

○谷垣国務大臣 きょうの黄川田さんの御質問
は、社会内処遇というものは極めて大事じやない
か、それは相当民間の方に頼めてかなぎやでき
ない。中心になるのは保護司さんということ、
しょうけれども、保護観察官ももっと充実する
必要がある。それから、本日に頑張っていただ
い保護司さんの活動をしつかり支えていくた

めには、地域との連携なんかをもっとしつかりと
れと。まことにポイントをついた御質問だと思
います。

サポートセンターのことについてもいろいろ御
議論いただきましたが、私のところにも、幾つか
現場から、こういう問題点があるぞとか、こうい
うところはもう少しできないかとか、いろいろお
話を承っておりますので、そういったことをでき
るだけ生かしながら頑張らなさいいけないと思
っているところでございます。

それで、今、もっと広報活動にも取り組めとい
うことですが、私どもの今の基本的な考え方は、
昨年七月の犯罪対策閣僚会議、これは民主党政権
時代でございますが、再犯防止に向けた総合対
策、これは、基本的に政権交代がありまして、
私どもこれを踏襲してやっております。それで、
私どもでも、保護司活動に伴う負担の軽減、それ
から地方公共団体との連携の充実、保護司制度の
基盤整備と充実強化、こういったことが強くうた
われているわけですね。

それから、ついこの間、五月、もう一回、この
犯罪対策閣僚会議で、犯罪に強い社会の実現のた
めの新たな行動計画の策定の基本方針というもの
が決められまして、その中で、保護司など民間関
係者に対する支援の充実による活動の活性化、こ
れを重点取り組み分野にしているわけでございま
す。こういったことをやはりきちつとアピールし
ていくということが、保護司さんたちに本日に頑
張っていただく上で必要だと思っております。

いろいろなことをしておりますが、林田委員お
られますが、今度、私、熊本へ参りまして、熊本
で、やはり協力企業、社会に更生させるために
雇ってくださっているところとか、あるいは保護
司さんとか、いろいろな方とお話をしてこうと思
っております。これは、閣僚が行つて、大勢の
方を集めて演説だけすればいいというものではな
いと思っております。車座トークといいますか、要する
に、向こうの御意見も私に伝わるように、私たち
が考えていることも向こうに伝わるようにとい

う、膝を交えてという大変ですが、そういうことも少し工夫させていただくことが広報活動には役立つのではないかと。いろいろなことを考えなければなりません、そんなこともやっていきたいと思っております。

○黄川田(仁)委員 大臣も、みずから出向いて車座でお話しいただくことでございますが、法務省も今まで保護司さんたちに任せている部分が多かったと思いますが、これからこの法改正に向けては、さらなる社会内処遇ということが拡大しますから、法務省も地域に出ていって、保護観察官も含めて、より綿密な対応を自治体等を含めて行っていただきたいというふうに思っております。

そのことをお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○石田委員長 次回は、来る十一日火曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時十一分散会

死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律案

死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、死刑に処せられた罪について再審において無罪の言渡しを受けてその判決が確定した者無罪の言渡しを受けた罪以外の罪について死刑に処せられた者を除く。以下「死刑再審無罪者」という。については、死刑の判決が確定した後は、仮釈放もなく社会復帰への希望を持つことが著しく困難であるため国民年金の保険料の納付等の手続をとらなかつたことがやむを得ないと認められることに鑑み、死

刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する必要な事項を定めるものとする。

(国民年金の給付を行うための国民年金の保険料の納付の特例)

第二条 死刑再審無罪者は、死刑の判決が確定した日から死刑に処せられた罪について再審において無罪の言渡しを受けてその判決が確定した日(以下「無罪判決確定日」という。)の前日までの期間(次条第一項において「対象期間」という。)のうち国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)第一条の規定による改正前の国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)(以下この項において「旧国民年金法」という。)による被保険者期間(次条第一項において「旧被保険者期間」という。)又は国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間(次条第一項において「新被保険者期間」という。)であるもの(旧国民年金法第五条第三項に規定する保険料納付済期間、国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間その他の政令で定める期間を除く。)に係る保険料を納付することができる。

2 前項の納付は、無罪判決確定日から起算して一年を経過する日までの間において、一括して行わなければならない。

3 第一項の規定により保険料が納付されたときは、無罪判決確定日に、当該納付に係る期間の各月の当該死刑再審無罪者の国民年金の保険料が納付されたものとみなす。

4 死刑再審無罪者に係る国民年金法に規定する事項及び前三項の規定の適用に関し必要な事項については、同法その他の法令の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

(特別給付金の支給)
第三条 国は、前条第一項の規定により保険料が納付された場合には、国民年金法の規定による老齢基礎年金その他政令で定める給付(以下こ

の項において「老齢基礎年金等」という。)の支給を開始すべき年齢(以下この項において「支給開始年齢」という。)に達した日の属する月の翌月以後に死刑再審無罪者となった者に対し、当該者の請求により、六十歳に達した日に対象期間のうち旧被保険者期間又は新被保険者期間であるものに係る保険料が納付されたものとみなして計算された老齢基礎年金等が支給開始年齢に達した日の属する月の翌月から無罪判決確定日の属する月まで支給されたとした場合における当該老齢基礎年金等の額に相当する額(死刑再審無罪者が無罪判決確定日前に国民年金法その他の法律による政令で定める給付の支給を受けた場合にあつては、その額から既に支給された当該政令で定める給付の額を控除した額)として政令で定めるところにより計算した額の特別給付金を支給する。

2 前項に定めるもののほか、特別給付金の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

(譲渡等の禁止等)
第四条 前条第一項の特別給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 租税その他の公課は、前条第一項の特別給付金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(情報の提供)
第五条 厚生労働大臣及び日本年金機構並びに法務大臣は、法務省令・厚生労働省令で定めるところにより、第二条第一項の保険料の納付及び第三条第一項の特別給付金の支給に關し、相互に必要な情報の提供を行うものとする。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)
第二条 第二条から第五条までの規定は、この法

律の施行の前日に死刑再審無罪者となつた者についても適用する。この場合において、第二条第一項中「死刑に処せられた罪について再審において無罪の言渡しを受けてその判決が確定した日(以下「無罪判決確定日」という。)の前日」とあるのは、「六十歳に達した日」と、同条第二項及び第三項中「無罪判決確定日」とあるのは、「この法律の施行の日」と、第三条第一項中「国民年金法の規定による老齢基礎年金その他政令で定める給付(以下この項において「老齢基礎年金等」という。)の支給を開始すべき年齢(以下この項において「支給開始年齢」という。)に達した日の属する月の翌月以後に死刑再審無罪者となつた者」とあるのは、「この法律の施行の前日に死刑再審無罪者となつた者(この法律の施行の日において国民年金法の規定による老齢基礎年金その他政令で定める給付(以下この項において「老齢基礎年金等」という。)の支給を開始すべき年齢(以下この項において「支給開始年齢」という。)に達している者に限る。）」と、「無罪判決確定日」とあるのは、「この法律の施行の日」とする。

(矯正施設に収容中の者に対する国民年金の保険料の納付等の手続に關する指導)
第三条 政府は、矯正施設に収容中の者に対し、国民年金の保険料の免除の申請その他の国民年金の保険料の納付等の手続に關し、必要な指導を行うものとする。

理由

死刑再審無罪者については、死刑の判決が確定した後は、仮釈放もなく社会復帰への希望を持つことが著しく困難であるため国民年金の保険料の納付等の手続をとらなかつたことがやむを得ないと認められることに鑑み、死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として、現時点で見込まれるものは、約二千万円である。

刑法等の一部を改正する法律案

刑法等の一部を改正する法律

(刑法の一部改正)

第一条 刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

目次中第二十七条を「第二十七条の七」に改める。

第二十五条の見出しを「刑の全部の執行猶予」に改め、同条第一項中「期間、その」の下に「刑の全部の」を加え、同条第二項中「あつてもその」の下に「刑の全部の」を加える。

第二十五条の二の見出しを「(刑の全部の執行猶予中の保護観察)」に改め、同条第二項中「保護観察を」前項の規定により付せられた保護観察に改め、同条第三項中「保護観察を」を「前項の規定により保護観察を」に改める。

第二十六条の見出し中「執行猶予」を「刑の全部の執行猶予」に改め、同条中「刑の」の下に「全部の」を加え、同条第一号及び第二号中「その刑の」の下に「全部の」を加える。

第二十六条の二の見出し中「執行猶予」を「刑の全部の執行猶予」に改め、同条中「刑の」の下に「全部の」を加え、同条第三号中「その」の下に「刑の全部の」を加える。

第二十六条の三の見出し中「他の」を「刑の全部の執行猶予の取消しの場合における他の」に改め、同条中「刑の」の下に「全部の」を加える。

第二十七条の見出し中「猶予期間」を「刑の全部の執行猶予の猶予期間」に改め、同条中「執行猶予」を「全部の執行猶予」に、「猶予の期間」を「その猶予の期間」に改め、第一編第四章中同条の次に次の六条を加える。
(刑の一部の執行猶予)

第二十七条の二 次に掲げる者が三年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受けた場合において、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるときは、一年以上五年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予することができる。

一 前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者
二 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあつても、その刑の全部の執行を猶予された者
三 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあつても、その執行を終わつた日又はその執行の免除を得た日から五年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

2 前項の規定によりその一部の執行を猶予された刑については、そのうち執行が猶予されなかつた部分の期間を執行し、当該部分の期間の執行を終わつた日又はその執行を受けることがなくなつた日から、その猶予の期間を起算する。

3 前項の規定にかかわらず、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わつた時において他に執行すべき懲役又は禁錮があるときは、第一項の規定による猶予の期間は、その執行すべき懲役若しくは禁錮の執行を終わつた日又はその執行を受けることがなくなつた日から起算する。

(刑の一部の執行猶予中の保護観察)
第二十七条の三 前条第一項の場合において、猶予の期間中保護観察に付することができる。

2 前項の規定により付せられた保護観察は、行政官庁の処分によつて仮に解除することができる。

3 前項の規定により保護観察を仮に解除されたときは、第二十七条の五第二号の規定の適用については、その処分を取り消されるまでの間は、保護観察に付せられなかつたものとみなす。

用については、その処分を取り消されるまでの間は、保護観察に付せられなかつたものとみなす。

(刑の一部の執行猶予の必要的取消し)

第二十七条の四 次に掲げる場合においては、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならぬ。ただし、第三号の場合において、猶予の言渡しを受けた者が第二十七条の二第一項第三号に掲げる者であるときは、この限りでない。

一 猶予の言渡し後に更に罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられたとき。
二 猶予の言渡し前に犯した他の罪について禁錮以上の刑に処せられたとき。
三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しがなくことが発覚したとき。

(刑の一部の執行猶予の裁量的取消し)
第二十七条の五 次に掲げる場合においては、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消すことができる。

一 猶予の言渡し後に更に罪を犯し、罰金に処せられたとき。
二 第二十七条の三第一項の規定により保護観察に付せられた者が遵守すべき事項を遵守しなかつたとき。
(刑の一部の執行猶予の取消しの場合における他の刑の執行猶予の取消し)
第二十七条の六 前二条の規定により刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の禁錮以上の刑についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならぬ。

(刑の一部の執行猶予の猶予期間経過の効果)
第二十七条の七 刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなくその猶予の期間を経過したときは、その懲役又は禁錮を執行が猶予されなかつた部分の期間を刑期とする懲役

又は禁錮に減輕する。この場合においては、当該部分の期間の執行を終わつた日又はその執行を受けることがなくなつた日において、刑の執行を受け終わつたものとする。

第二十九条の見出し中「取消し等」に改め、同条第二項中「とき」の下に「、又は前項の規定により仮釈放の処分が効力を失つたとき」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その刑について仮釈放の処分を受けた場合において、当該仮釈放中に当該執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その処分は、効力を失う。

(恩赦法の一部改正)

第二条 恩赦法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「定の」を「定め」に改め、同条第三項中「執行猶予の言渡し」を「全部の執行猶予の言渡し」に、「又」を「また」に改め、同条に次の一項を加える。

刑の一部の執行猶予の言渡しを受けてまだ猶予の期間を経過しない者に対しては、第二項の規定にかかわらず、刑を減輕する減刑又はその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を減輕する減刑のみを行うものとし、また、刑を減輕するとともに猶予の期間を短縮することができる。

第八条中「刑の言渡し」を「刑の言渡し」に改め、同条ただし書を次のように改める。
ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者又は刑の一部の執行猶予の言渡しを受けてその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わつた者であつて、まだ猶予の期間を経過しないものに対しては、その刑の執行の免除は、これを行わない。

(更生保護法の一部改正)

第三条 更生保護法(平成十九年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 通則(第四十八條―第六十五條)」を「第一節 通則(第四十八條―第六十五條)」を第一節の二 規制藥物等に対する依存がある保護観察対象者に関する特則(第六十五條の二―第六十五條の四)」に、「第七十九條」を「第七十八條の二」に改める。

第十六條第六号中「第二十五條の二第二項の下に」及び第二十七條の三第二項(藥物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律(平成二十五年法律第 号)第四條第二項において準用する場合を含む。))を加える。

第二十七條第四項中「第五十條第四号」を「第五十條第一項第四号」に、「あてて」を「宛てて」に改める。

第三十七條第二項及び第三十九條第三項中「第八十二條」を「第八十二條第一項」に改める。

第四十八條第四号中「第二十五條の二第二項」の下に「若しくは第二十七條の三第一項又は藥物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四條第一項を加える。

第四十九條第一項中「第五十七條」の下に「及び第六十五條の三第一項を加え、及び」を並びに」に改める。

第五十條第三号中「同じ。」の下に「又は第七十八條の二第一項を加え、同條第四号中「第三十九條第三項」の下に「又は第七十八條の二第一項」を加え、同條に次の一項を加える。

2 刑法第二十七條の三第一項又は藥物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四條第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受けた者(以下「保護観察付一部猶予者」という。)が仮釈放中の保護観察に引き続きこれらの規定による保護観察に付されたときは、第七十八條の二第一項の規定により住居を特定された場合及び次條第二項第五号の規定により宿泊すべき特定の場所を定められた場合を除き、仮釈放中の保護観察の終了時に居住することとされてい

た前項第三号の届出に係る住居(第三十九條第三項の規定により住居を特定された場合には当該住居、前項第五号の転居の許可を受けた場合には当該許可に係る住居)につき、同項第三号の届出をしたものとみなす。

第五十一條第二項中「次條」の下に「に定める場合を除き、第五十二條」を、「第二十六條の二」の下に「第二十七條の五」を加え、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 善良な社会の一員としての意識の涵養及び規範意識の向上に資する地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を一定の時間行うこと。

第五十一條の次に次の一條を加える。

(特別遵守事項の特則)

第五十一條の二 藥物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四條第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受けた者については、次條第四項の定めるところにより、規制藥物等(同法第二條第一項に規定する規制藥物等をいう。以下同じ。)の使用を反復する犯罪的傾向を改善するための前條第二項第四号に規定する処遇を受けることを猶予期間中の保護観察における特別遵守事項として定めなければならない。ただし、これに違反した場合に刑法第二十七條の五に規定する処分がされることがあることを踏まえ、その改善更生のために特に必要とは認められないときは、この限りでない。

2 第四項の場合を除き、前項の規定により定められた猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を刑法第二十七條の二の規定による

猶予の期間の開始までの間に取り消す場合における第五十三條第四項の規定の適用については、同項中「必要」とあるのは、「特に必要」とする。

3 第一項の規定は、同項に規定する者について、次條第二項及び第三項の定めるところにより仮釈放中の保護観察における特別遵守事項を釈放の時までに定める場合に準用する。この場合において、第一項ただし書中「第二十七條の五」とあるのは、「第二十九條第一項」と読み替えるものとする。

4 第一項に規定する者について、仮釈放を許す旨の決定をした場合においては、前項の規定による仮釈放中の保護観察における特別遵守事項の設定及び第一項の規定による猶予期間中の保護観察における特別遵守事項の設定は、釈放の時までに行うものとする。

5 前項の場合において、第三項において準用する第一項の規定により定められた仮釈放中の保護観察における特別遵守事項を釈放までの間に取り消す場合における第五十三條第二項の規定の適用については、同項中「必要」とあるのは、「特に必要」とし、第一項の規定により定められた猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を釈放までの間に取り消す場合における同條第四項の規定の適用については、同項中「刑法第二十七條の二の規定による猶予の期間の開始までの間に、必要」とあるのは、「釈放までの間に、特に必要」とする。

第五十二條第五項を同條第六項とし、同條第四項中「長は」の下に「刑法第二十五條の二第一項の規定により保護観察に付されている」を加え、「刑法第二十五條の二第一項」を「同項」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項の次に次の一項を加える。

4 地方委員会は、保護観察付一部猶予者について、刑法第二十七條の二の規定による猶予の期間の開始の時までに、法務省令で定める

ところにより、決定をもって、特別遵守事項(猶予期間中の保護観察における特別遵守事項に限る。以下この項及び次條第四項において同じ。)を定め、又は変更することができる。この場合において、仮釈放中の保護観察付一部猶予者について、特別遵守事項を定め、又は変更するときは、保護観察所の長の申出によらなければならない。

第五十三條第一項中「特別遵守事項」の下に「(遵守すべき期間が定められている特別遵守事項であつて当該期間が満了したものの他その性質上一定の事実が生ずるまでの間遵守すべきこととされる特別遵守事項であつて当該事実が生じたものを除く。以下この条において同じ。)」を加え、同條に次の一項を加える。

4 地方委員会は、保護観察付一部猶予者について定められている特別遵守事項につき、刑法第二十七條の二の規定による猶予の期間の開始までの間に、必要がなくなつたと認めるときは、法務省令で定めるところにより、決定をもって、これを取り消すものとする。この場合において、仮釈放中の保護観察付一部猶予者について定められている特別遵守事項を取り消すときは、保護観察所の長の申出によらなければならない。

第五十四條第二項中「又は第四十一條」を削り、「懲役」を「懲役」に、「又は保護処分」を「の執行のため収容している者を釈放するとき、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けてその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなつたこと(その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた時に他に執行すべき懲役又は禁錮の刑があるときは、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつたこと。次條第二項において同じ。))により保護観察付一部猶予者を釈放するとき、又は第四十一條の規定により保護処分」に改める。

第五十五條第二項中「又は保護処分」を削り、

「第三十九条第一項又は第四十一条」を「第三十九条第一項」に改め、「までに特別遵守事項」の下に「(その者が保護観察付一部猶予者である場合には、猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を含む。)」を、「定められたとき」の下に「保護観察付一部猶予者についてその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなったことによる釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、又は保護処分執行のため収容している者について第四十一条の規定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき」を加える。

第六十三条第二項第一号中「第五十条第四号」を「第五十条第一項第四号」に改める。

第三章第一節の次に次の一節を加える。

第一節の二 規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に関する特則

(保護観察の実施方法)

第六十五条の二 規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に対する保護観察は、その改善更生を図るためその依存を改善することが重要であることに鑑み、これに資する医療又は援助を行う病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者との緊密な連携を確保しつつ実施しなければならない。

(指導監督の方法)

第六十五条の三 規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に対する保護観察における指導監督は、第五十七条第一項に掲げるもののほか、次に掲げる方法によって行うことができる。

- 一 規制薬物等に対する依存の改善に資する医療を受けるよう、必要な指示その他の措置をとること。
- 二 公共の衛生福祉に関する機関その他の適当な者が行う規制薬物等に対する依存を改善するための専門的な援助であつて法務大

臣が定める基準に適合するものを受けるよう、必要な指示その他の措置をとること。

2 保護観察所の長は、前項に規定する措置をとらうとするときは、あらかじめ、同項に規定する医療又は援助を受けることが保護観察対象者の意思に反しないことを確認するとともに、当該医療又は援助を提供することについて、これを行う者に協議しなければならない。

3 保護観察所の長は、第一項に規定する措置をとつたときは、同項に規定する医療又は援助の状況を把握するとともに、当該医療又は援助を行う者と必要な協議を行うものとする。

4 規制薬物等の使用を反復する犯罪的傾向を改善するための第五十一条第二項第四号に規定する処遇を受けることを特別遵守事項として定められた保護観察対象者について、第一項第二号に規定する措置をとつたときは、当該処遇は、当該保護観察対象者が受けた同号に規定する援助の内容に応じ、その処遇の一部を受け終わったものとして実施することができる。

第六十五条の四 保護観察所の長は、規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者について、第三十条の規定により病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者に対し病状、治療状況その他の必要な情報の提供を求めるなどして、その保護観察における指導監督が当該保護観察対象者の心身の状況を的確に把握した上で行われるよう必要な措置をとるものとする。

第七十条第二項中「第五十一条の下に」、第五十二条を、「第六十五条の下に」から第六十五条の四までを加え、同条第三項中「第五十条及び」を「第五十条第一項及び」に、「第五十条中を」を「同項中」に、「同条第二号」を「同項第二号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に、「第五十条に」を「第五十条第一項に」に改め、同条第

六項中「第五十条」を「第五十条第一項」に改める。

第七十六条第二項中「第二十九条第二項」を「第二十九条第三項」に改める。

第三章第五節中第七十九条の前に次の一条を加える。

(住居の特定)

第七十八条の二 地方委員会は、保護観察付一部猶予者について、刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始の時までに、第八十二条第一項の規定による住居の調整の結果に基づき、法務省令で定めるところにより、決定をもって、その者が居住すべき住居を特定することができる。

2 地方委員会は、前項の決定をした場合において、当該決定を受けた者について、刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始までの間に、当該決定により特定された住居に居住することが相当でないとき認められる事情が生じたとき認めるときは、法務省令で定めるところにより、決定をもって、住居の特定を取り消すものとする。

3 第三十六条第二項の規定は前二項の決定に関する審理における調査について、第三十七条第二項の規定は当該審理について、それぞれ準用する。

第七十九条中「第二十六条の二第二号」の下に「又は第二十七条の五第二号」を加える。

第八十一条第一項中「第二十五条の二第二項」の下に「又は第二十七条の三第二項(薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条第二項中「第二十五条の二第二項」の下に「又は第二十七条の三第二項」を加え、同条第三項中「第二十五条の二第二項」の下に「又は第二十七条の三第二項」を加え、同条第二十七條の三第二項を加え、「第五十条中」を「第五十条第一項中」に、「同条第二号」を

「同項第二号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に、「第五十条に」を「第五十条第一項に」に改め、同条第五項中「第二十五条の二第二項」の下に「又は第二十七条の三第二項」を加え、「かんがみ」を「鑑み」に、「同項」を「これら」に改める。

第八十二条中「少年院に収容されている者」の下に「(以下この条において「収容中の者」と総称する。)」を加え、同条に次の三項を加える。

2 地方委員会は、前項の規定による調整が有効かつ適切に行われるよう、保護観察所の長に対し、調整を行うべき住居、就業先その他の生活環境に関する事項について必要な指導及び助言を行うほか、同項の規定による調整が複数の保護観察所において行われる場合における当該保護観察所相互間の連絡調整を行うものとする。

3 地方委員会は、前項の措置をとるに当たつて必要があるとき認めるときは、収容中の者との面接、関係人に対する質問その他の方法により、調査を行うことができる。

4 第二十五条第二項及び第三十六条第二項の規定は、前項の調査について準用する。

第八十三条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第八十四条中「前二条」を「第八十二条第一項及び前条」に改める。

第八十五条第一項第三号及び第四号中の「刑の」を「つき刑の全部の」に改め、同項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 懲役又は禁錮につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中保護観察に付されなかった者であつて、その刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終つたもの

第八十六条第三項ただし書中「同項第八号」を「同項第九号」に改める。

附則第五条第一項の表この法律の施行前にさ

れた少年法第二十四条第一項第一号の保護処分により、この法律の施行の際現に保護観察に付されている者の項及びこの法律の施行前に旧犯罪者予防更生法第三十一条第二項の規定による少年院からの仮退院を許す旨の決定を受けた者の項中「から第五十一条まで」を、「第五十条第一項、第五十一条」に改め、同表この法律の施行前に旧犯罪者予防更生法第三十一条第二項の規定による仮釈放を許す旨の決定を受けた者の項中「第五十条」を「第五十条第一項」に改め、同表この法律の施行前に刑法第二十五条の二第一項の規定による保護観察に付する旨の言渡しを受けた者の項中「第五十条」を「第五十条第一項」に、「第五十二条第四項及び第五項」を「第五十二条第五項及び第六項」に改め、同表この法律の施行前に旧売春防止法第二十五条第三項において準用する旧犯罪者予防更生法第三十一条第二項の規定による婦人補導院からの仮退院を許す旨の決定を受けた者の項中「第五十条」を「第五十条第一項」に改め、附則第五項第二項の表「第二十七条第四項の項中「第五十条第四号」を「第五十条第一項第四号」に改め、同表第四十八條の項中「第四十九條」の下に、「第五十条第一項、第五十一条、第五十二条」を加え、「及び第五十七條第一項」を「第五十七條第一項及び第六十五條の三」に改め、同表第六十三條第二項第一号（新売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の項中「第五十条第四号」を「第五十条第一項第四号」に改め、同表第七十條第二項の項の中欄中「第五十一条」の下に「第五十二条」を、「第六十五條」の下に「から第六十五條の四まで」を加え、同項の下欄中「第六十五條の四」を加え、同表第七十條第三項の項中「第五十条及び」を「第五十条第一項及び」に、「第五十条中」を「同項中」に、「同条第二号」を「同項第二号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に、「第五十条」を「第五十条第一項」に改め、同表第七十條第六項の項中「第五十条」を「第五十

条第一項」に改め、同表第八十一条第二項の項の中欄中「第六十五條」の下に「から第六十五條の四まで」を加え、同項の下欄中「第六十五條」の下に「第六十五條の二、第六十五條の四」を加え、同表第八十一条第三項の項中「第五十条中」を「第五十条第一項中」に、「同条第二号」を「同項第二号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に、「第五十条」を「第五十条第一項」に改め、附則第五項第五項中「第五十条第四号」を「第五十条第一項第四号」に、「第五十条中」を「第五十条第一項中」に、「同条第二号」を「同項第二号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に、「第五十条」を「第五十条第一項」に改める。

附則第十一条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三十三条中更生保護法第五十一条第二項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に一号を加える改正規定及び同法第五十三條第一項の改正規定並びに次条第二項の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の刑法第二十七條の二第一項の規定は、この法律の施行前にした行為についても、適用する。

2 第三条の規定による改正後の更生保護法第五十一条第二項第六号（売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行前に次に掲げる決定又は言渡しを受け、これにより保護観察に付されている者に対する当該保護観察については、適用しない。

一 少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第

二十四條第一項第一号の保護処分の決定
二 少年院からの仮退院を許す旨の決定
三 仮釈放を許す旨の決定
四 刑法第二十五条の二第一項の規定による保護観察に付する旨の言渡し
五 婦人補導院からの仮退院を許す旨の決定
3 第三条の規定による改正後の更生保護法第四十九條第一項及び第六十五條の三の規定は、この法律の施行前に前項各号に掲げる決定又は言渡しを受け、これにより保護観察に付されている者に対する当該保護観察については、適用しない。

第三百四十九條第二項及び第三百四十九條の二第二項中「第二十六條の二第二号」の下に「又は第二十七條の五第二号」を加える。
第三百五十條の十四中「刑の」の下に「全部の」を加える。
(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)
第五條 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。
第二十五條第一項中「禁錮又は拘留」を「若しくは禁錮」に改め、「言い渡し」の下に「その刑の全部の」を加え、「しない」を「せず、又は拘留の刑を言い渡す」に改める。
(出入国管理及び難民認定法の一部改正)
第六條 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。
第二十四條第四号りただし書を次のように改める。

ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者及び刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者であつてその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間が一年以上以下のものを除く。
第二十五條の二第一項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、「その刑の下に」の全部を、「の者」の下に「及びその一部の執行猶予の言渡しを受けて執行猶予中の者」を加える。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)
第七條 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。
第十五條第一項中「禁錮」を「禁錮」に、「終り」を「終わり」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その支給を停止せず、刑の一部

第十五条第二項中「前項但書」を「前項ただし書」に、「言渡を」を「言渡しを猶予の期間中に」に、「取消」を「取消し」に、「終り」を「終わり」に改め、同条第三項中「禁こ」を「禁錮」に「終り」を「終わり」に改め、同項ただし書を次のように改める。

第十五条第四項中「前項但書」を「前項ただし書」に改める。

第三十八条中「左に」を「次に」に改め、同条第三号中「禁こ」を「禁錮」に、「終り」を「終わり」に、「執行猶予の言渡を受けた」を「執行猶予中の」に改める。

第八条 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第五十八条の四中、「禁錮又は拘留を若しくは禁錮」に改め、「言い渡し」の下に「その刑の全部のを加え、しないを」せず、又は拘留の刑を言い渡すに、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第九條 売春防止法の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「禁錮」を「禁錮」に、「執行」を「刑の全部の執行」に改める。

第二十四条第二項中「第六十一条第一項」の下に「及び第八十二条第二項から第四項まで」を加

この場合において、同項において準用する同法第三十六条第二項中「刑事施設(労役場に留置されている場合には、当該労役場に附置された刑事施設又は少年院」とあるのは、「婦人補導院」と読み替えるものとする。

第二十五条第四項中「第八十二条」を「第八十二条第一項」に改める。

第二十六条第二項中、「第五十条」を、「第五十条第一項」に、「並びに第六十条から第六十四条まで」を、「第六十条から第六十四条まで並びに第六十五条から第六十六条まで」に改め、

ひに第六十五条の二から第六十五条の四までに、「第五十条第三号」を「第五十条第一項第三号」に改め、「同じ。」の下に「又は第七十八条の二第一項を加え、「同条第四号中第三十九条第三項を」同項第四号中第三十九条第三項又は第七十八条の二第一項」に改め、「第五十一条第二項中」の下に「次条に定める場合を除き、第五十二条」とあるのは第五十二条」と、を、

「第二十六条の二」の下に、「第二十七条の五」を加え、「及び第五十五条第二項」を削り、「又は

第四十一条」を「の決定により懲役若しくは禁錮の刑の執行のため収容している者を釈放すると
き、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けてその

刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなつたこと（その執行を終わり、又はそ

の執行を受けることがなくなつた時に他に執行の執行を受けることがなくなつたときは、その刑すべき懲役又は禁錮の刑があるときは、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつたこと。次条第二項において同じ。）に

より保護観察付一部猶予者を釈放するとき、又は第四十一条の決定により保護処分執行のため

め収容している者を釈放するとき」に改め、「第二十五条第一項」の下に「の決定により、補導処分^{（一）}の執行のため収容している者を釈放するととき」と、同法第五十五条第二項中「刑事施設の長又は少年院の長」とあるのは「婦人補導院の長」を加え、「又は保護処分」を「の執行のため収容

定められたとき」に改め、「補導処分の下に」の執行のため収容している者について、売春防止法第二十五条第一項の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき」を加える。

第三十一条中「同法第八十五条から第八十七条まで及び第九十八条を」と条から同法第八十七条まで及び同法第九十八条」に、「同項第八号」を「同項第九号」に改める。

(刑事確定訴訟記録法の一部改正)

第十条 刑事確定訴訟記録法(昭和六十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

書 1 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に処する確定裁判の裁判 百年

に、

(五) 五年未満の懲役又は禁錮に処する裁判に係るもの
(六) 罰金、拘留又は科料に処する裁判に係るもの

五年
三年（法務省令で

(六) 五年未
く。に係

(七) 罰金、

ては、法務省令で定める期間)

部の執行猶予を言い渡す裁判に係るもの
満の懲役又は禁錮に処する裁判(五)の裁判
るもの
拘留又は科料に処する裁判に係るもの

八年
五年
三年（法務省令で
に改める。

(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正)

第十一号 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二十二号 第二項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ただし書中「ただし」の下に「刑の全部の」を加え、同項第二号から第四号までの規定中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)

第十二号 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三号 第二号イ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ハ中「その刑の」の下に「全部の」を加える。

(更生保護事業法の一部改正)

第十三号 更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二号 第二項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第三号中「刑の」の下に「全部の」を、「次号」の下に「及び第五号」を加え、同項第九号中「又は第二号」を「若しくは第二号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 懲役又は禁錮につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中の者

(国際受刑者移送法の一部改正)

第十四号 国際受刑者移送法(平成十四年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一号 第五十号を「第五十号第一項」に、「第六十五号」を「第六十五号の四」に改める。

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正)

第十五号 心神喪失等の状態で重大な他害行為を

行つた者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第二号 第三項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、「言い渡し」の下に「その刑の全部の」を加える。

第七十四号 第二項及び第七十六号第一項中「言い渡し」の下に「その刑の全部の」を加える。

(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の一部改正)

第十六号 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、「者」の下に「刑の全部の」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる改正入管法第二十四号第四号(二)の規定の適用については、同号へ(二)ただし書中「執行猶予」とあるのは、「刑の全部の執行猶予」とする。

(旧国会議員互助年金法の一部改正)

第十七号 国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十五号 第四項本文中「禁錮」を「禁錮」に、「終り」を「終わり」に改め、同項ただし書中「執行猶予の言渡し」を「全部の執行猶予の言渡し」に、「停止しない」を「停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、当該年金は、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり又は執行を受けることがなく

なるに至つた月の翌月以降は、その支給を停止しない」に改め、同項後段中「その言渡しを」これらの言渡しを猶予の期間中に「取消」を「取消し」に、「終り」を「終わり」に改める。

理由

近年、犯罪者の再犯防止が重要な課題となつてゐることに鑑み、犯罪者が再び犯罪をすることを防ぐため、前に禁錮以上の実刑に処せられたことがない者等について、刑の一部の執行を猶予することを可能とする制度を導入するとともに、保護観察等の充実強化を図るため、地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を行うことを保護観察の特別遵守事項に加えること、規制薬物等に対する依存がある者に対する保護観察の特則を定めることその他所要の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案

薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、薬物使用等の罪を犯した者が再び犯罪をすることを防ぐため、刑事施設における処遇に引き続き社会内においてその者の特性に応じた処遇を実施することにより規制薬物等に対する依存を改善することが有用であることに鑑み、薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関し、その言渡しをすることができる者の範囲及び猶予の期間中の保護観察その他の事項について、刑法(明治四十年法律第四十五号)の特則を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「規制薬物等」とは、大麻取締法(昭和二十三年法律第二百四十四号)に規定する大麻、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第三条の三に規定する興奮、幻覚又は麻酔的作用を有する毒物及び劇

物(これらを含むものを含む)であつて同条の政令で定めるもの、覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)に規定する覚せい剤、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)に規定する麻薬並びにあへん法(昭和二十九年法律第七十一号)に規定するあへん及びけしがらをいう。

2 この法律において「薬物使用等の罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法第三百九十九条第一項若しくは第四百十条(あへん煙の所持に係る部分に限る。)の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 大麻取締法第二十四条の二第一項(所持に係る部分に限る。)の罪又はその未遂罪

三 毒物及び劇物取締法第二十四条の三の罪四 覚せい剤取締法第四十一条の二第一項所持に係る部分に限る。、第四十一条の三第一項第一号若しくは第二号(施用に係る部分に限る。)

五 若しくは第五号の罪又はこれらの罪の未遂罪

六 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二第二項(所持に係る部分に限る。)、第六十四条の三第一項(施用又は施用を受けたことに係る部分に限る。)、第六十六号第一項(所持に係る部分に限る。)

七 第六十六号第一項(所持に係る部分に限る。)

八 第六十六号第一項(所持に係る部分に限る。)

九 第六十六号第一項(所持に係る部分に限る。)

十 第六十六号第一項(所持に係る部分に限る。)

十一 第六十六号第一項(所持に係る部分に限る。)

十二 第六十六号第一項(所持に係る部分に限る。)

十三 第六十六号第一項(所持に係る部分に限る。)

十四 第六十六号第一項(所持に係る部分に限る。)

十五 第六十六号第一項(所持に係る部分に限る。)

十六 第六十六号第一項(所持に係る部分に限る。)

と、「考慮して」とあるのは「考慮して、刑事施設における処遇に引き続き社会内において同条第一項に規定する規制薬物等に対する依存の改善に資する処遇を実施することが」とする。

（刑の一部の執行猶予中の保護観察の特則）

第四条 前条に規定する者に刑の一部の執行猶予の言渡しをするときは、刑法第二十七条の第三項の規定にかかわらず、猶予の期間中保護観察に付する。

2 刑法第二十七条の第三項及び第三項の規定は、前項の規定により付せられた保護観察の仮解除について準用する。

（刑の一部の執行猶予の必要的取消しの特則等）
第五条 第三条の規定により読み替えて適用される刑法第二十七条の第二項の規定による刑の一部の執行猶予の言渡しの取消しについては、同法第二十七条の四第三号の規定は、適用しない。

2 前項に規定する刑の一部の執行猶予の言渡しの取消しについての刑法第二十七条の五第二号の規定の適用については、同号中「第二十七条の三第一項」とあるのは、「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第一項」とする。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、刑法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の規定は、この法律の施行前にした行為についても、適用する。

理 由

近年、薬物使用等の罪を犯した者の再犯防止が重要な課題となっていることに鑑み、刑事施設における処遇に引き続き保護観察処遇を実施することにより、薬物使用等の罪を犯した者が再び犯罪をすることを防ぐため、これらの者に対する刑の

一部は、前項に規定する者に刑の一部の執行猶予の言渡しをするときは、刑法第二十七条の第三項の規定にかかわらず、猶予の期間中保護観察に付する。

平成二十五年六月十三日印刷

平成二十五年六月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D